

○提出書類一覧表

【別添1】

提出書類		認定等区分			認定	改定	消滅	その他		
		新たに認定請求する場合 (ひとり親)	知事部局より異動してきた場合	新たに認定請求する場合 (左記以外)	支給額の増額を請求する場合	支給額の減額を届け出る場合	支給事由消滅の場合	住所を変更したとき	氏名を変更したとき	振込口座を変更するとき
請求書	児童手当認定請求書(新規認定)(様式第1号)	○	○	○						
	児童手当額改定請求書(増額改定)(様式第1号)				○					
	児童手当額改定届(減額改定)(様式第1号)					○				
	児童手当支給事由消滅届(様式第1号)						○			
	児童手当住所変更届(様式第1号)							○		
	児童手当氏名変更届(様式第1号)								○	
	口座情報変更届(様式第1号)									○
添付書類	住民票謄本 ※請求者及び今回届出の児童が属する世帯の全員が記載されているもので、続柄・筆頭者を省略しないもの。児童の兄弟等(18歳年度末を超過し22歳年度末までの子)がいる場合は、その子も含む ※児童及び児童の兄弟等と別居している場合は、請求者、児童及び児童の兄弟等が記載されている住民票謄本をそれぞれ提出	○		○	○				○	
	請求者の所得(課税)証明書 ※ひとり親の場合は添付不要			○						
	配偶者の所得(課税)証明書 ※配偶者が請求者の所得(課税)証明書上の同一生計配偶者または「配偶者(特別)控除」の対象者として確認できる場合は省略可			△						
	様式第1号に記入した振込先通帳の写し ※余白に電話番号を記入のこと ※財務会計システム上既に登録済の場合、債権者登録票の写し	○	○	○						○
	届出事実が確認できる書類(例:戸籍謄本、辞令の写し)						○	○		○
	旧所属における児童手当の認定状況が分かる書類の写し		○							

○提出書類一覧表

【別添1】

提出書類	認定等区分			認定	改定	消滅	その他		
	新たに認定請求する場合 (ひとり親)	知事部局より異動してきた場合	新たに認定請求する場合 (左記以外)	支給額の増額を請求する場合	支給額の減額を届け出る場合	支給事由消滅の場合	住所を変更したとき	氏名を変更したとき	振込口座を変更するとき
「児童手当に係る海外留学に関する申立書(様式第2号)」(児童が海外に留学している場合)	△		△	△					
「監護・生計同一に関する申立書(様式第3号)」(児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合) ※児童の兄弟等と別居している場合は不要	△		△	△			△	△	
「児童手当の支給資格に係る申立書(未成年後見人)(様式第4号)」(請求者が未成年後見人である場合)	△		△	△					
「監護・生計維持に関する申立書(様式第5号)」(児童が請求者自身の子でない場合)	△		△	△			△	△	
「児童手当の支給資格に係る申立書(様式第6号)」(生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合)	△		△	△					
市町村長が証明した「児童手当父母指定者指定届受領証」(請求者が父母指定者である場合)	△		△	△					
「児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童の兄弟等用)(様式第15号)」(児童の兄弟等が海外に留学している場合)	△		△	△					
「監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第16号)」(児童の兄弟等を含めて3人以上の子がいる場合)	△		△	△	△				

○：必ず必要

△：該当者のみ